

令3香南市監査委員告示第10号

令和3年10月7日付け03香南監委発第21号、令3香南市監査委員告示第9号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長及び香南市教育長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び香南市監査基準第17条の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和3年10月26日

香南市監査委員 岩本 淳

香南市監査委員 有岡 正博

香南市監査委員 馴田 文雄

令和3年度の定期監査（徴収関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
(1) 粗大ごみ自動券売機に係る事務処理について（環境対策課）	
<p>粗大ごみ自動券売機（以下「券売機」という。）においては、「香南市粗大ごみ自動券売機手数料処理取扱要領」（以下「取扱要領」という。）を定め、第7条で鍵の管理に関して「券売機の鍵は、課長が管理する。職員は、券売機の鍵を使用しようとするときは、粗大ごみ自動券売機鍵持出簿（以下「鍵持出簿」という。）に必要事項を記載し、課長の確認を受けなければならない。」と規定している。</p> <p>本監査で、鍵持出簿に記載された事項と券売機から発行されるジャーナル（券売機の売り上げ、日時等が記載された記録用紙）の記録において、鍵の持出時刻・返却時刻と用務内容に整合性のとれていないものが複数確認された。</p> <p>また、鍵を使用する用務を行っているにもかかわらず、鍵持出簿への記載がされていない取扱も確認された。</p> <p>鍵持出簿は、職員の業務管理や公金の適正な管理を行うためのものであり、鍵の持出状況を正確に記載する必要がある、券売機の取扱に対する課内における管理意識の甘さが、不適正な事務処理に繋がったと言わざるを得ない。</p> <p>今後は、「取扱要領」を遵守し、公金管理に対する意識を持って、業務に取り組み、適正な運用管理を行うよう努められたい。</p>	<p>粗大ごみ自動券売機鍵持出簿の記載に関しまして、作業時間の不整合や記録抜かりなど、正確な事務処理となっていない部分がありましたので、課員全員で香南市粗大ごみ自動券売機手数料処理取扱要領の再確認を行い、公金を取り扱うことに対する自覚を促すとともに、記録簿の確認作業を徹底し、以後、取扱要領を遵守した業務の遂行に努めてまいります。</p>

(2) 赤岡市民館使用料について (人権課)

本監査で、赤岡市民館の施設を利用した一部の団体において、冷暖房費の収入調定が適正に行われておらず、未収金が発生しているケースが複数確認された。

監査期間終了後、人権課からの同市民館使用料に関する報告では、複数の団体において、冷暖房費の収入調定が複数回行われておらず、また一部の団体においては、冷暖房費以外に、施設使用料についても同様のケースがあった。

令和2年度における冷暖房費及び施設使用料の未調定額は、当年度の同市民館使用料の約3割にあたり、職員の徴収事務に対する管理意識の低さと課内のチェック体制が不十分であったことを示している。

調定については、地方自治法第231条により、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」とされている。調定はその発生した収入内容を調査して明確にし、金額を決定する重要な行為で、調定事務を適正に行うことは、収納管理の基本であり、正確な歳入を確保するために必要である。

今後は、施設使用料等の管理において、職員の債権管理に対する意識向上を図るとともに、歳入業務における課内での事務の改善、チェック体制の強化等を図り、法令等を認識したうえで、適正な事務の執行に努められたい。

なお、過年度分の使用料についても調査し、確認する必要があると思われる。

赤岡市民館の施設の冷暖房費の収入調定が適正に行われていなかったことに対しては、職員の徴収事務に対する管理意識の低さ、職員一人で事務処理を行い、課内の管理体制が十分でなかったことによるものと深く反省をしています。

令和2年度赤岡市民館使用料の未調定分については、当該団体等に対し請求漏れがあったことを謝罪のうえ、納付を依頼します。

また、未収金の発生を防止するため、利用報告書をまとめた利用実績一覧表を作成することや未収金のチェックを担当者だけでなく複数名で定期的に確認するよう徹底しました。

今後は、職員の債権管理に関する意識向上を図るとともに法令等を認識し、過年度分についても調査し、確認して適正な事務処理に努めます。